

平成 28 年度事業報告

平成 28 年は、4 月に熊本・大分地方に相次いで大きな地震が発生し、8 月 9 日には日本周辺に台風が接近、上陸し、関東、北海道、そして東北地方と広く大きな被害が発生した。また、東日本大震災の津波被災地の水産加工施設は 88%まで業務再開を果たしているが、売上回復は、水産・食品加工業では 3 割という状況であった。

こうした中、今年度も国産塩安定供給のための需給バランスの監視作業を続けてきたが、塩需要量はいまだに震災以前の水準に回復していない。

塩の販売については、生活用塩の減少傾向が依然として続いている中で、通期では 92.5 万トンであった。

石油石炭税については、平成 24 年 10 月 1 日から、石油石炭税の税率に地球温暖化対策のため税率が三段階に分け上乘せ導入されたが、平成 29 年 3 月 31 日までの期限とした軽減措置について、延長措置への行動を実施した結果、さらに 3 年間の軽減措置の延長が税制改正大綱に盛り込まれ、通常国会に法案が上程され平成 29 年 3 月 27 日可決された。

海外石炭事情（アジアの一般炭需要）については、中国政府が環境面への配慮並びに産業構造改革の一環として石炭の過剰生産解消に乗り出し、不足分の対応については、輸入に切り替えた結果、石炭価格は急騰した。そのため、中国政府は中国国内基準価格を定め、価格が大幅に変動した場合には、減産若しくは増産する施策を打ち出し、石炭価格の安定化に取り組んでいるものの、政府の政策次第では、再び価格が高騰する可能性が高い。また、インド及び東南アジアを始めとするアジア新興国では、経済発展に伴い、多くの石炭火力発電所の建設計画が立ち上がり、一般炭需要の増加が見込まれている。

豪州と比肩する石炭供給大国であるインドネシアでは、採掘条件の悪化により、石炭生産量が減少している一方で、火力発電所の建設が進み、需要が続伸。インドネシア政府は国内への石炭供給を優先させる政策を打ち出し、海外への石炭供給量が減少している。

豪州では、数年にわたる石炭市況の低迷から、採算の取れない炭鉱の閉山や生産休止を実施する一方で、経済性の優れた炭鉱への選択と集中が行われている。斯様な状況下で、一般炭事業から撤退を決める生産者が現れ、寡占化が進んでいる。

海上運賃については、上記に述べた通り、アジア新興国での石炭需要増に伴い、船舶需要も増加。一方で、長年続いていた海運市況の低迷から脱却する為に、船舶の解撤が進められ、供給量が減少。これらの事情から、海運マーケットは急速に回復に向かっている。そのような状況下にあつて、石炭価格並びに運賃は前年度と比較して高騰し、為替問題も絡み、国内製塩の安定操業・事業存続が危惧される状況に変わりはない。

関税問題については、T P P（環太平洋経済連携協定）法案は、12 月 9 日成立に至ったが、米国トランプ大統領の離脱宣言により、日本を含む 12 カ国で批准を目指した現行での枠組みでの T P P 発効は不可能となった。

塩の安全・安心への取り組みについては、H A C C P・I S O 22000 の考え方を取り入れ、食品衛生法の趣旨・原則に基づいて定めた「食用塩の安全衛生ガイドライン」に、食品防御及び A I B 国際検査統合基準の考え方を充実し、工場の現場レベルでの管理体制をより強化させた内容の第 5 版により、会員 3 工場に対してガイドライン維持審査を実施した。

このほか、外部セミナーへの参加、ホームページ等の改定、消費者からの電話対応等を通じて「塩の正しい情報」の普及に努めた。

また、過去 5 年間に費やし、イオン交換膜の高性能化に向けて取り組んだ次世代膜の開発事業については、その基礎研究をベースに本格的工業化の準備が進められた。